

国海安第141号
国海査第308号
令和元年12月18日

一般社団法人 日本船用工業会

専務理事 安藤 昇 殿

国土交通省海事局安全政策課長

森 有司



国土交通省海事局検査測度課長

石原 典雄



船舶設備規程等の一部改正について（通知）

船舶設備規程等の一部改正が令和元年12月16日に公布されましたので、ご了解頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



船舶設備規程等の一部改正について

1. 改正の経緯

今般、国際海事機関（以下「IMO」という。）において、旅客船及び貨物船の安全性の向上等を目的とした、1974年の海上における人命の安全のための国際条約の改正案が採択され、同条約は令和2年1月1日に発効予定である。我が国においても同条約の改正内容等を担保するため、船舶設備規程（昭和9年逓信省令第6号）等において所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- ① 回転翼航空機（ヘリコプター）設備を有する船舶の防火・消防要件の新設
暴露甲板上にヘリコプターが発着できる場所を有する船舶を対象として、当該甲板からの火災の拡大を抑えるため、専用の泡消火装置等の備付けを義務化する。
- ② 新しいGMDSS無線設備の追加
GMDSS無線として、従来のインマルサット衛星による無線設備に加えて、IMOにおいて認められた衛星による無線設備を使用できるよう措置する。
- ③ 非常配置表及び操練の追加
旅客船を対象として、船舶の損傷制御を担当する海員を非常配置表に定めるよう措置するとともに、損傷時における復原性確保のために必要な措置として損傷制御操練を新たに追加する。
- ④ 損傷時復原性要件の見直し
旅客船を対象として、損傷時復原性要件のうち、要求区画指数の値を強化する。
- ⑤ 復原性計算機の搭載義務船舶の拡大
3以上の主垂直区域を有する又は船の長さが120m以上の国際航海に従事する旅客船を対象として、建造時期にかかわらず、復原性計算機の設置又は陸上からの支援措置の実施を義務化する。
- ⑥ 防火窓の要件の明確化
36人以下の旅客を運送する旅客船を対象として、脱出経路に設ける防火窓の要件を緩和する。
- ⑦ その他
自動車運搬船の定義の明確化等その他所要の改正を行う。

3. 改正予定法令

- 船舶設備規程（①②関係）
- 船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）（③関係）
- 船舶区画規程（昭和27年運輸省令第97号）（④⑤関係）
- 船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）（②関係）
- 船舶消防設備規則（昭和40年運輸省令第37号）（①関係）
- 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和40年運輸省令第39号）（②関係）
- 船舶防火構造規則（昭和55年運輸省令第11号）（①⑥関係）

4. 今後の予定

公 布 : 令和元年12月16日
施 行 : 令和2年1月1日